

# 進路・福祉のてびき

## 高等部



令和6年度版

大阪府立摂津支援学校

在学中に利用できる制度や卒業後の進路選択のための参考資料などを掲載していますのでご活用ください。

また、進路について不明な点がありましたらいつでもご質問ください。

はじめに

- 1 高等部から卒業後への移行支援について
- 2 コース制について
- 3 (1) 令和6年度進路年間計画  
(2) 年間計画説明
- 4 (1) 進路のイメージ図  
(2) 進路選択について  
(3) 進路先決定までの流れ
- 5 個別の移行支援計画  
移行支援計画の見本
- 6 卒業生の進路先一覧
- 7 在学中・卒業後に利用できる制度など
  - (1) 療育手帳の申請
  - (2) 主なサービスの概要
  - (3) 交通機関の割引（手帳提示）
  - (4) 手当・給付金等
  - (5) 税金・公共料金等の軽減・減免・割引等
  - (6) 障がい基礎年金
- 8 関係機関一覧
  - (1) おもな相談・申請に関する機関
  - (2) 相談支援事業所
  - (3) 三島地区周辺の知的障がい者支援施設
  - (4) 障がい者職業能力開発校
  - (5) 障がい者就業・生活支援センター

## はじめに

### 進路指導の目標

1. 児童生徒、保護者の意向、および児童生徒の能力や特性の正しい理解をもとに、進路指導の方針をたてる。
2. 児童生徒の社会的、職業的自立に向け、小学部段階から個々の発達に応じたキャリア教育を行う。
3. 卒業後も学校と福祉機関や就労支援機関との連携により、途切れない支援体制をめざす。

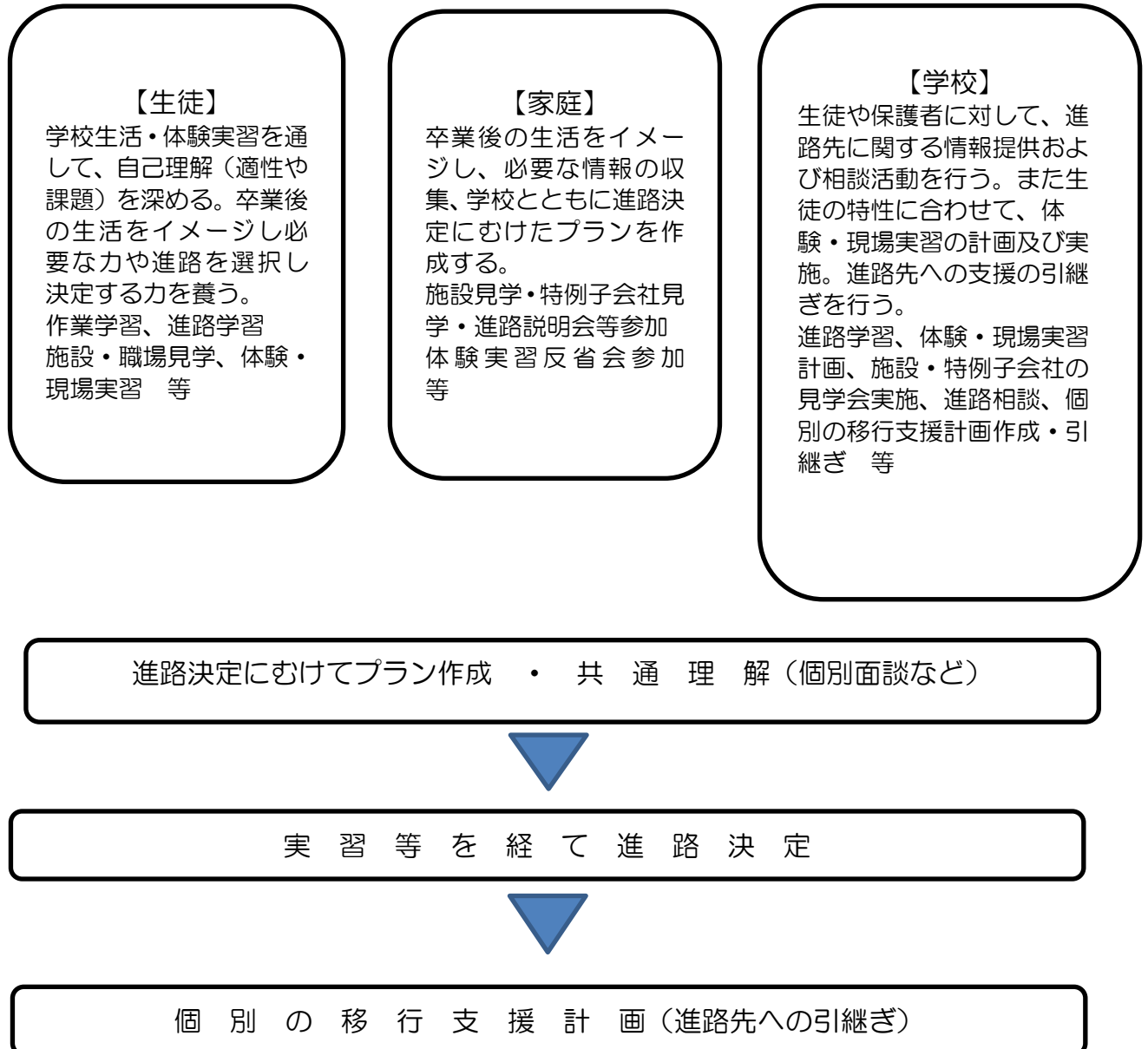
### キャリア教育の目標

豊かな社会生活の実現のために「できる」「わかる」という体験の充実をはかり、自己肯定感を高め、人の役に立つ喜びを感じ、主体的に様々な事にチャレンジする姿勢を育成する。

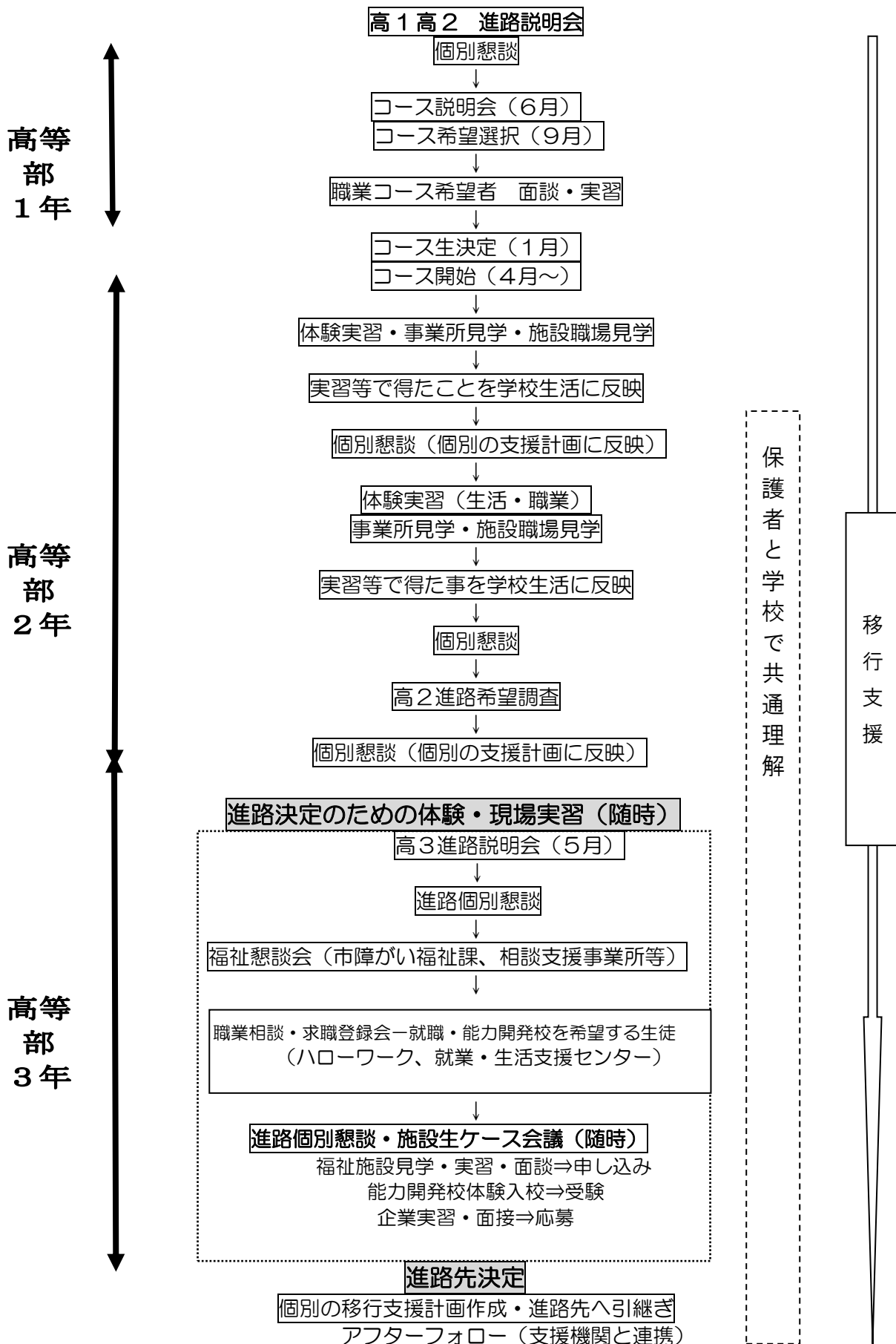
### 進路指導の基本的な考え方

卒業後の生活を豊かにし、社会に積極的に参加するために、社会的・職業的な自立にむけて自分の進路を選択し実現していくための指導です。学校生活や体験実習でやり抜く経験を充実させ、客観的に自分のよさや課題を理解し、自分の意思で卒業後の進路を選択し決定できる力を育てます。

### 進路指導の進め方 それぞれの役割（高等部の場合）



# 1 高等部から卒業後への移行支援について



## 2 コース制について

高等部では2年生より「生活コース」と「職業コース」のコース制となります。コースでは教育課程や指導形態が異なります。

### コースの概要

#### ・生活コース

生徒の実態に合わせて個別配慮の指導を中心とし、社会的・職業的自立に向けた力を身につけます。個々の課題やニーズにあわせて支援を行い、ご家庭と相談しながら進路先決定にむけて実習を設定します。

#### ・職業コース

就労にむけて社会的自立の力を集中的に身につけます。規律を重んじた集団一斉指導および職業教育が中心。様々な職種の実習を設定します。課題を知り目標を持って自ら進路決定をする力を養います。

※就労は「生活コース」「職業コース」のどちらでもめざすことができます。

※1年生9月にコースの希望調査を実施し、職業コース希望者については学校生活の様子、面談における意思確認・外部機関での実習をもとに総合的に判断し1月に決定します。

### 実習について

#### ・体験実習

福祉施設、企業などで、学校生活で身につけてきた力を発揮し、どのような力が必要なのか自分の課題を知る体験的な学習の場です。また施設や職場でのルールや作業について学び、厳しさややりがいなどを感じ、イメージをもって自分の進路について考える貴重な機会です。

職業コース生（おもに就労希望者）：2年生1学期～

生活コース生（おもに福祉施設利用希望者）：2年生2学期～

#### ・現場実習

今までの体験実習での様子、適性、希望をもとに3年時に設定します。卒業後の進路を決定するための実習です。現場実習や面接を通して施設の受け入れや、企業等の採用が決定されます。

#### ・就労アセスメント実習

卒業後、就労継続支援A・B型を利用希望の場合、在学中に就労移行支援の暫定支給決定を受け、アセスメント実習を実施します。この期間は放課後等デイサービス等の障害児の福祉サービスの利用はできません。

### 3 (1) 令和6年度 進路年間計画 (高等部)

	全学年	高等部1年	高等部2年		高等部3年		
1 学 期	※合同事業所説明会  ※進路説明会・・・⑮  ※事業所見学会・・・② (第1回)	着こなしセミナー・・・①  コース選択説明会・・・⑧	コース開講・・・⑩  進路希望調査・・・⑪	職 ⑬ 体 験 実 習	※進路説明会・・・⑮  福祉懇談会・・・⑯ ★摂津 ※高槻・吹田  ★職業相談会・求職登録 (就職・能力開発校 希望者) ……⑰ 障害者職業能力開発校 体験入校・・・⑱	生 ⑭ 現 場 実 習 (進 路 が 決 定 す る ま で)	職 ⑭ 現 場 実 習 (進 路 が 決 定 す る ま で)
2 学 期	校内実習週間・・・③ 合同事業所説明会 ④ ※事業所見学会② (第2回)	施設・職場見学・・・⑦ コース希望調査・・・⑧  職業コース希望者実習 ……⑨  進路学習	施設・職場見学・・・⑦  ※個人懇談 (進路懇談含む)  進路学習	生 ⑬ 体 験 実 習	就労希望者、求人応募  ※個人懇談 (進路懇談含む)  職業能力開発校試験 (前期一次)・・・⑲	↓	↓
3 学 期	※特例子会社 見学会・・・⑤  卒業生による 進路講演会・・・⑥  ※合同事業所説明会 ……⑤	職業コース希望者面談  職業コース生決定	進路希望調査・・・⑫  ※個人懇談 (進路懇談含む)	↓	職業能力開発校試験 (後期一次)・・・⑲  身だしなみ講習・・・①  福祉サービス事業所 利用申請手続き・・・⑳  障がい者就業・生活 支援センター登録・・・㉑ 進路先引き継ぎ・・・㉒	↓	↓

※保護者対象

行事変更の可能性があります。

### 3 (2) 年間計画説明

① **着こなしセミナー・身だしなみ講習**

平素の学校生活や校外での実習、就労活動、卒業後の自立生活に向け、清潔感のある頭髪や服装の正しい着こなし方などの身だしなみを整えるための適切な方法を知ることが目的を行います。

② **事業所見学会**

生活介護、就労継続支援 A 型/B 型、自立訓練、就労移行支援、能力開発校などの見学を行います。定員を超えた場合は上級学年を優先させていただきます。全校保護者対象ですが、施設によっては生徒の参加も可能です。現地集合・現地解散です。

③ **校内実習週間**

作業を中心とした学習を1週間にわたり連続して行うことにより、「働く力」や「就労への意欲」を高めることを目的としています。

④ **合同事業所説明会**

他の支援学校と合同で地域の福祉サービスを提供する事業所（生活介護・就労継続支援 A/B 型・自立訓練・就労移行支援）の担当者が各施設のサービス内容、作業、訓練内容、特色等についての説明をブース形式で行います。

⑤ **特例子会社見学**

全校保護者対象。特例子会社（企業が障がい者雇用促進を目的として設立した子会社）の見学を行います。現地集合・現地解散です。

⑥ **卒業生による進路講演会**

卒業生を講師に迎え、進路先での様子やアドバイス等を聞きます。生徒が自己の卒業後を具体的にイメージし、進路を考える機会にします。

⑦ **施設・職場見学**

企業や地域における様々な施設を見学し、自らの進路を考える機会にします。

⑧ **コース選択説明会・コース希望調査**

高等部2年生より始まるコース制（「生活コース」と「職業コース」）についての説明会を実施し、選択されるコースの希望調査を行います。

⑨ **職業コース希望者実習説明会・職業コース希望者実習**

職業コース希望者対象に校外での実習を行います。実習前には実習先で説明会が実施されます。実習中の様子は職業コース判定に反映されます。

⑩ **コース開講**

2年生からコース別授業が始まります。

⑪⑫ **進路希望調査**

本人および保護者の進路に関する希望調査を随時実施します。

⑬ **体験実習**

2年生から生活コースは希望制で1か所以上。職業コースは複数の企業実習を実施します。体験実習は、卒業後の生活をイメージする目的があります。

⑭ **現場実習**

3年生の実習は、進路としての希望する企業や事業所で行います。

⑮ **進路説明会**

高等部1・2年保護者対象と高等部3年生保護者対象で実施します。卒業後の進路の選択肢ごとに決定までの流れについて説明します。1年間の各種説明会・面談・手続き等の予定を確認します。進路を決定する現場実習の留意点などについても説明します。

⑯ **福祉懇談会**

摂津市、吹田市、高槻市の障がい福祉課担当者と相談支援事業所担当者が来校し、福祉施設や制度についての状況や利用申請について、また相談支援事業所の役割と利用についての説明を行います。

⑰ **職業相談会・求職登録**

公共職業安定所（ハローワーク）専門援助部門および障がい者就業・生活支援センター担当者と個別の面談を行います。公共職業安定所（ハローワーク）の求職登録も同時に行います。対象は就職や職業能力開発校を進路先として希望する生徒とその保護者です。

⑱ **職業能力開発校入校相談・体験入校**

職業能力開発校において、入校希望者への入校相談・体験入校を行います。実際に実技作業等を体験し進路決定の参考とします。

⑲ **職業能力開発校試験**

受験希望者は居住地管轄の公共職業安定所（ハローワーク）に願書を提出します（本人が持参します）。例年、前期日程の施設は一次12月、二次3月、後期日程の施設は一次1月、二次3月に選考試験が実施されます。

⑳ **福祉施設利用手続き**

卒業後福祉施設（生活介護、就労継続支援B型、自立訓練、就労移行等）の利用を希望する場合は、学校を通して希望施設への申し込みを行います。施設側の受入れ決定後、各市の相談支援事業所や障がい福祉課で受給者証発行のための手続きを行います。受給者証交付後、施設との利用契約を行います。（※受給者証発行手続きのためには指定特定相談支援事業所が作成する「サービス等利用計画」が必要です。市によっては利用者や家族が「セルフプラン」を作成することも可能です。）

㉑ **障がい者就業・生活支援センター登録**

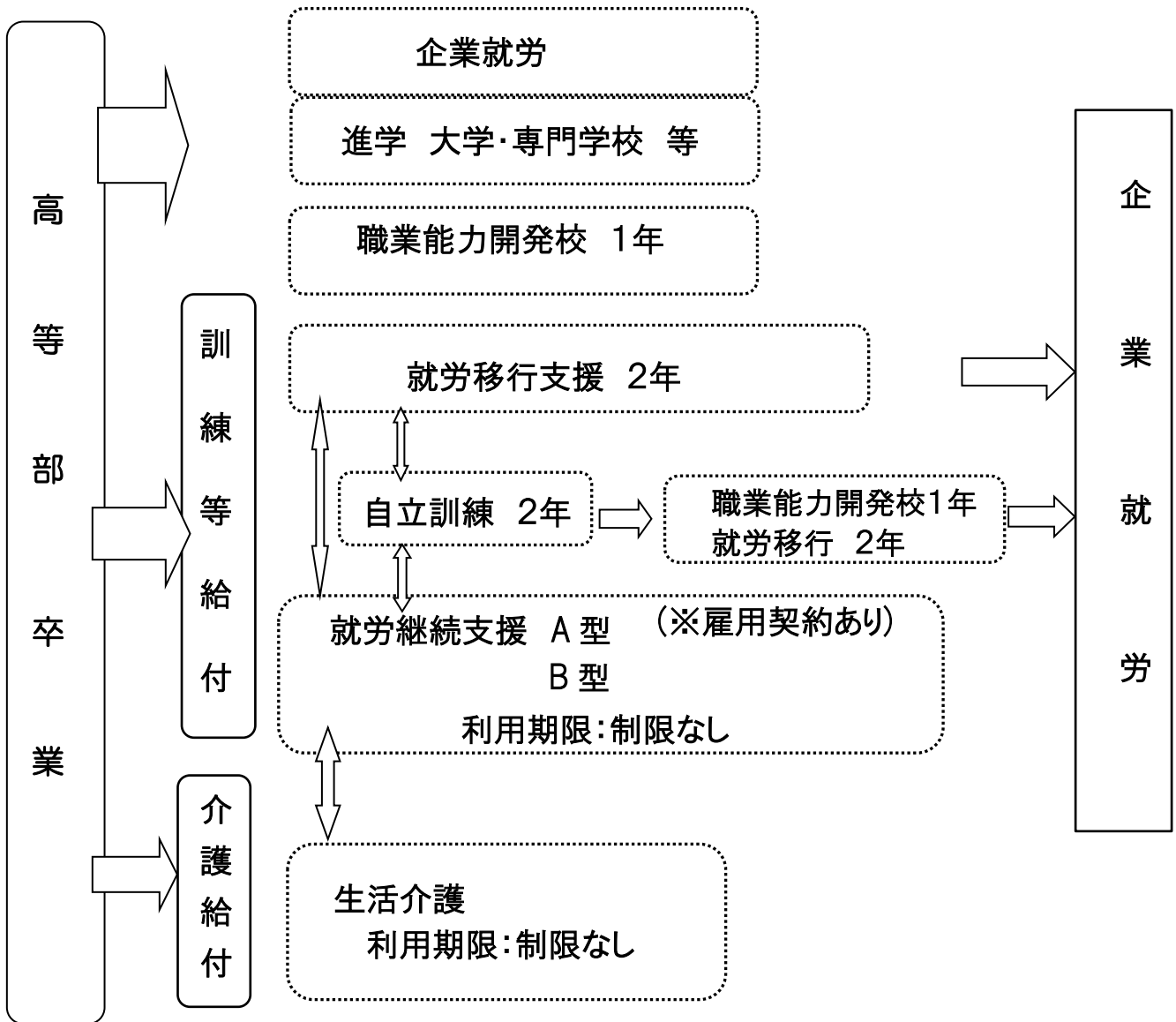
卒業後就職する生徒は、居住地区の障がい者就業・生活支援センターへの登録を行います。登録の時期はセンターによって異なります。職場での不安や悩み事など、困ったことがあればセンターに相談することができます。センター担当者による定着支援のための職場訪問等も行われます。

㉒ **進路先引き継ぎ**

卒業後の進路先への移行が円滑に進められるよう、進路先への引き継ぎを行います。引き継ぎの際には、在学中の実習記録、本人の希望や保護者の願い、配慮事項を記載した「個別の移行支援計画」を提出します。（※「個別の移行支援計画」は高等部3年生の段階で作成します。本人・保護者の了承を得たうえで提出します）



#### 4 (1) 進路のイメージ図



## 4（2）進路選択について

### 「障害者総合支援法」による日中活動系サービス

#### 介護給付

##### 生活介護

障がい者支援施設などの施設で、日常的に介護を必要とする方に対して、主に日中（昼間）に、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上の為に必要な援助を行う、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスです。

障害程度区分（障害支援区分）が区分3（障がい者支援施設に入所する場合は区分4）以上である方が対象。送迎があります。

##### 【サービス内容】

- ・入浴、排せつ、食事等の介護
- ・調理、洗濯、掃除等の家事
- ・生活等に関する相談、助言
- ・その他の日常生活上の支援
- ・創作的活動、及び生産活動の機会の提供
- ・身体機能、もしくは生活能力の向上のために必要な支援などの提供

#### 訓練等給付

##### 就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な就労の経験がある障がいのある方に対し生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の就労に関する必要な様々な支援を行い、知識、能力が高まった方については、就労継続支援A型（雇成型）や一般就労への移行に向けて支援を行う、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスです。

高等部卒業後すぐに利用する場合は就労アセスメント（評価）が必要となり、近隣の就労移行支援施設で5日間の実習を経て、利用が適当であるという判定が必要になります。送迎は、基本的にありません。

##### 【サービス内容】

- ・生産活動その他の活動の機会の提供（雇用契約は結ばず）
- ・就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練

### 就労継続支援A型

企業等に就労することが困難な障がいのある方に対し、雇用契約に基づき、生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の就労に関する必要な様々な支援を行い、一般就労に必要な知識、能力が高まった方については、一般就労への移行に向けて支援を行う、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスです。

#### 【サービス内容】

- ・生産活動その他の活動の機会の提供（雇用契約を結ぶ）
- ・就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練
- ・その他の必要な支援

### 自立訓練

知的障がい、または精神障がいのある方に対し、地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上等のため、障害福祉サービス事業所、食事や家事、入浴や排せつ等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行う、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスです。（利用年限2年）

#### 【サービス内容】

- ・食事や家事、入浴や排せつ等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練
- ・生活等に関する相談や助言
- ・その他の必要な支援

### 就労移行支援

一般就労が見込まれる障がいのある人に、一定期間、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練及び就職活動に関する支援等を行います。（利用年限2年）

#### 【サービス内容】

- ・就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練  
（生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通じて）
- ・一般就労等への求職活動に関する支援
- ・利用者の適性に依じた職場の開拓
- ・就職後における職場定着のために必要な相談や支援

## 障害者職業能力開発校

障害者職業能力開発校は、「職業能力開発促進法」にもとづき、障がい者が就職に必要な技術・知識を習得して職業的に自立し、生活の安定と地位向上をはかることを目的として国が設置し、大阪府などが運営する施設です。

訓練科目は訓練校によって様々ですが、共通のねらいは、就労に必要な体力、技能、生活態度、集中力等の向上を図るとともに就労への意欲や責任感を高め、社会人としての姿勢やマナーを養うことです。

訓練時間はおおむね午前9時ごろから午後4時ごろまでで、訓練期間はほとんどのところが1年間です。訓練校卒業後、ただちに就職できることをめざして訓練や実習を受けます。

入校には筆記、作業、面接などの検査があります。大阪府だけでなく、他の都道府県の学校に入校することも可能です。また職業訓練受講給付金が支給されます。

毎年10月下旬にハローワーク等で募集案内が配付されます。応募前に必ず施設を見学し、ハローワークでの求職者登録を済ませておくことが必要です。選考試験日、合格発表日等は施設によって異なります。入校選考試験として学科試験、面接試験などが行われます。

## 就職

一般企業等と労働契約を結んで雇用されます。雇用形態は、正社員、契約社員、パート社員と様々です。週30時間以上の契約の場合、各種の社会保険が適用されます。また最低賃金（都道府県により異なる）が保障されます。

企業就労希望の場合、高等部3年生の1学期に、ハローワークの求職登録を行います。登録の際は、職種、勤務地、時間帯、賃金等の希望を伝えます。

職場体験実習を経て、この頃には希望職種や企業を絞り、現場実習に繋がります。

一般の企業には障がい者法定雇用率（2.5%）が課せられています。療育手帳、精神保健手帳、身体障害者手帳を持っている方は障害者雇用枠で応募することができます。本人が「会社にしてほしい配慮」を伝え、採用後はその配慮を受けながら仕事することができます。また、居住地にある障害者就業生活支援センター（就ぽつ）の支援を受けながら就労することができます。

特例子会社…比較的大きな企業の子会社で主に障がいのある方を雇用し職場の環境や作業に配慮している。人気があり狭き門となっています。

例 ダイキンサンライズ摂津(ダイキン工業株式会社)、エルアイ武田(武田薬品工業株式会社)、シオノギスマイルハート(塩野義製薬株式会社)、かんでんエルハート(関西電力株式会社)、JFRクリエ(J.フロントリテイリング・グループ) 等

企業就労の種別…障害者雇用枠での企業就労の主な業種

サービス …清掃、クリーニング、介護・医療補助、食器洗浄・調理補助

小売店販売…品出し、袋詰め、接客

物流 …仕分け、梱包、商品管理、運搬

製造 …食品、機械、日用品製造

事務 …事務補助、パソコン入力、メールの仕分け

## 進学

専門学校、短期大学、4年生大学の進学になります。手帳を所持している方も進学しています。ただし、学校によって個別の配慮や対応にかなり差があります。

支援学校を卒業した場合「支援学校卒業資格」を取得します。「高等学校卒業資格」とは異なります。しかし、専門学校、短期大学、4年生大学の受験資格として認められる学校もあります。また、受験資格に「高等学校卒業程度認定試験」による試験科目の合格（8科目）が必要な場合があります。

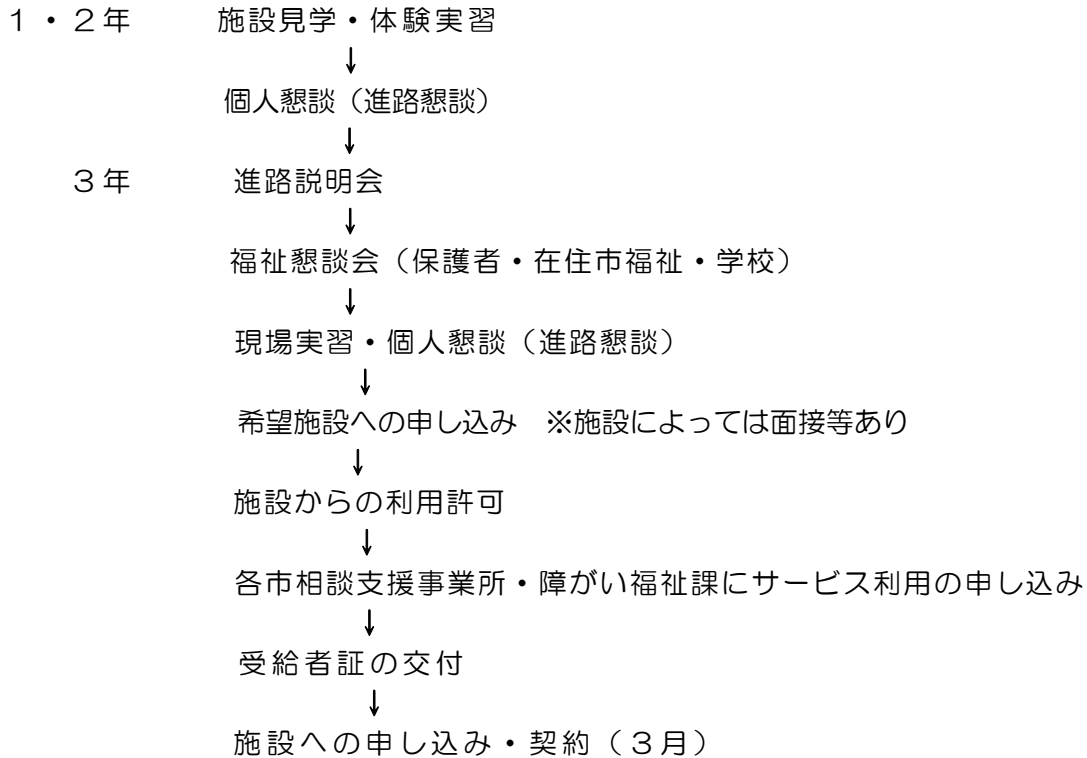
※高等学校卒業程度認定試験について

様々な理由で高等学校を卒業できなかった方の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験です。合格者は、最終学歴は「高等学校卒業」ではなく、支援学校を卒業していれば「支援学校卒業」になりますが、履歴書の学歴欄には「高等学校卒業程度認定試験合格」と書くことができます。高卒認定は16歳以上の高卒資格のない人が、8月上旬・11月中旬に実施される試験に合格すると資格が与えられます。また、支援学校を卒業すると、試験を受けることはできなくなります。

所定の科目単位数が必要になるので、計画的に受験する必要があります。高等学校卒業程度認定試験の出題形式は、基本的に4つの解答の中から正解を選ぶマークシート方式です。全部で8科目あり、この8科目すべてに合格することで合格となります。一度に8科目合格する必要はありません。合格した科目については「科目合格」となり、次の試験からは免除になります

## 4 (3) 進路先決定までの流れ

### 日中活動系福祉サービスを希望の場合

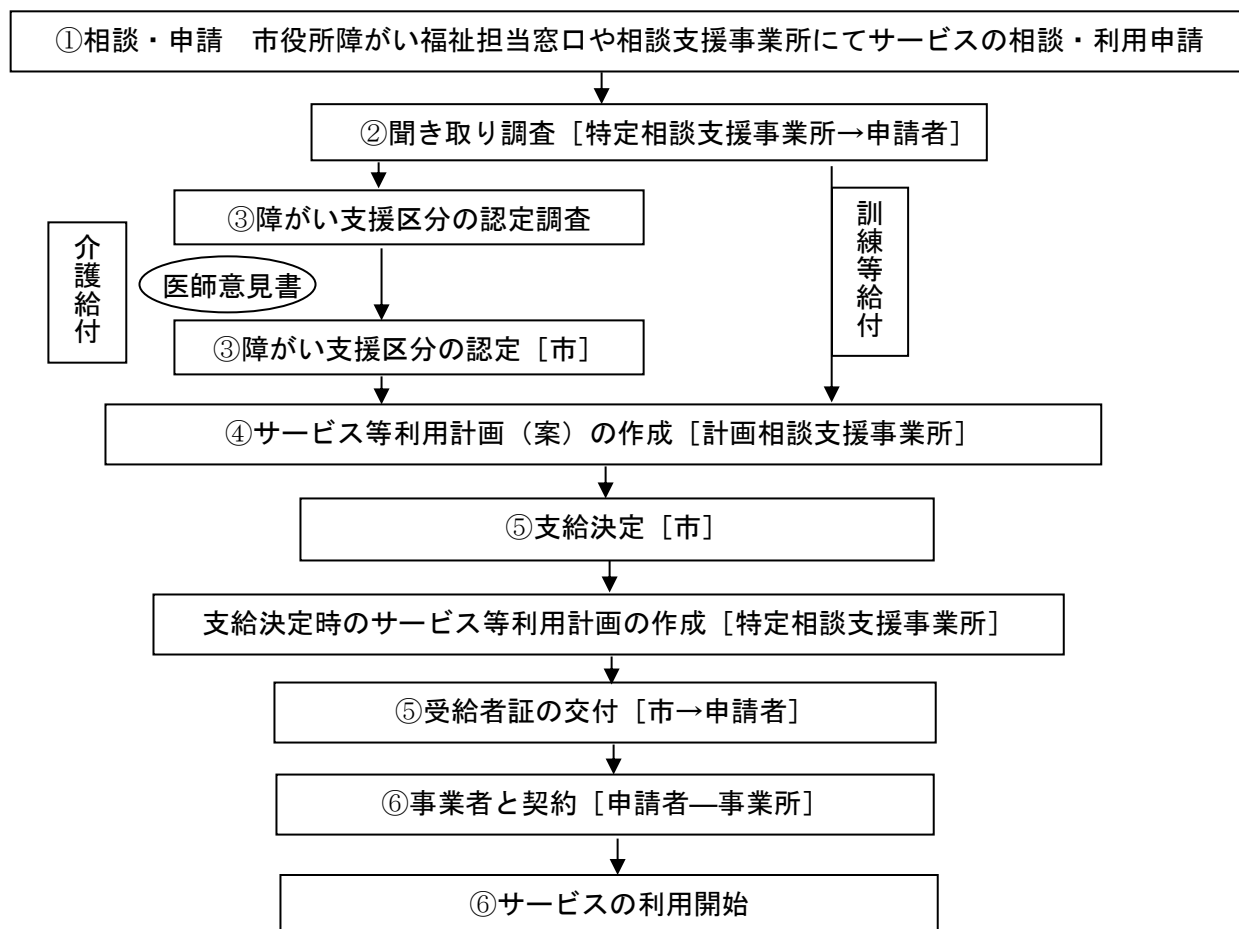


進路に関わる日中活動系福祉サービス

介護給付…生活介護

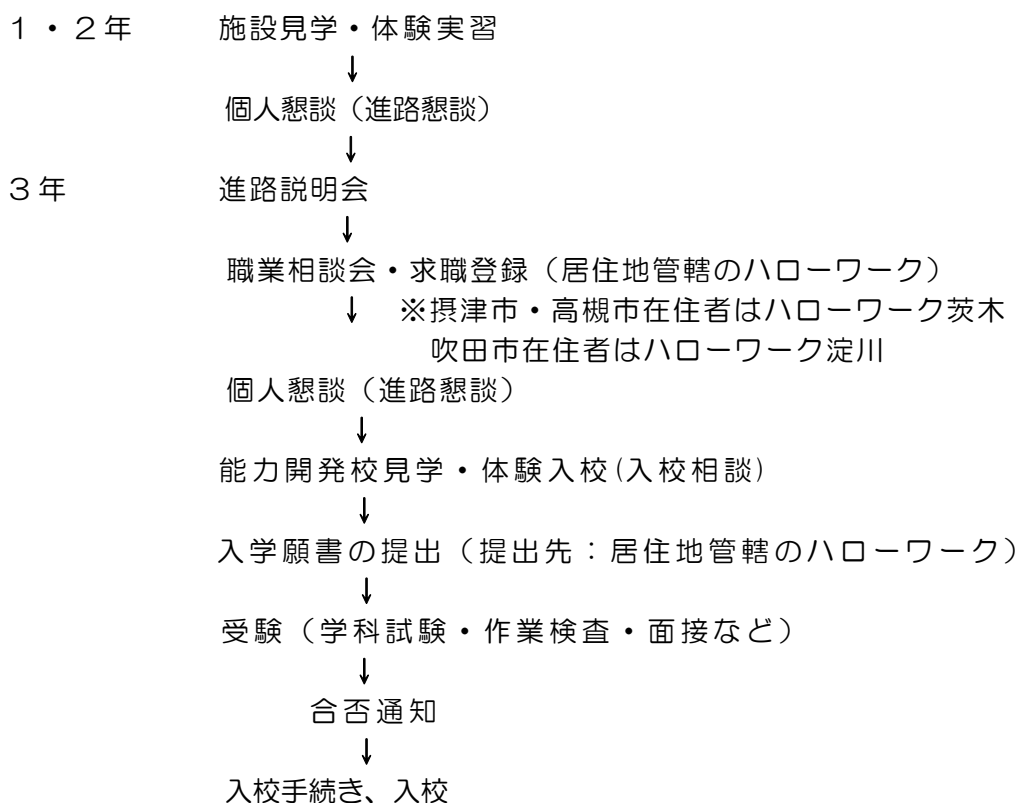
訓練給付…就労継続支援B型・A型、自立訓練、就労移行支援

## ～障害福祉サービス支給の流れ～

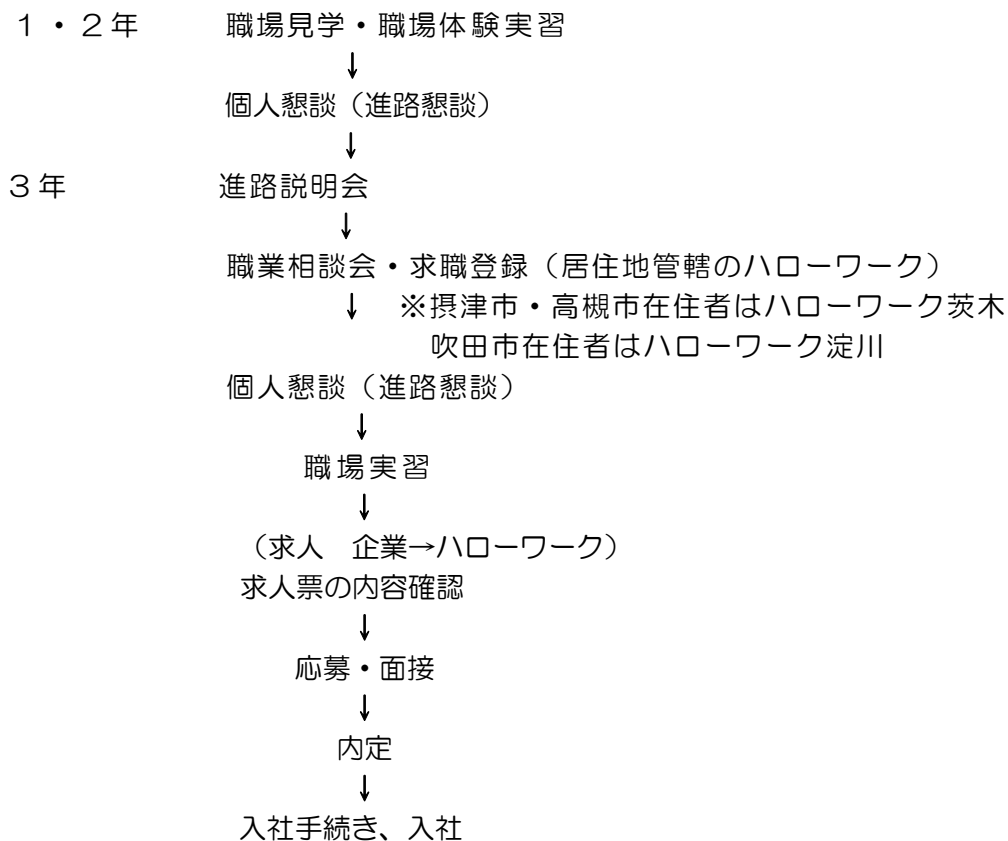


- ①各市の障害福祉課または相談支援事業所に介護給付・訓練給付支給について相談・利用申請を行います。
- ②調査員が本人、保護者に、心身の状況等について80項目の聞き取り調査を行います。
- ③障害支援区分認定審査会で審査・判定を行い、市において障害支援区分を認定します。  
(介護給付のみ)
- ④計画相談支援事業所がサービス等利用計画案を作成し、市に申請します。  
申請者自身で計画案を作成・申請するセルフプランが可能な市もあります。
- ⑤各市が支給決定の通知を行い、受給者証が交付されます。
- ⑥サービス利用にあたり、申請者と事業所で契約をかわし、サービス利用開始します。

## 障害者職業能力開発校を希望の場合



## 就職を希望の場合



※卒業後就職する生徒は障がい者就業・生活支援センターへの登録を行います。

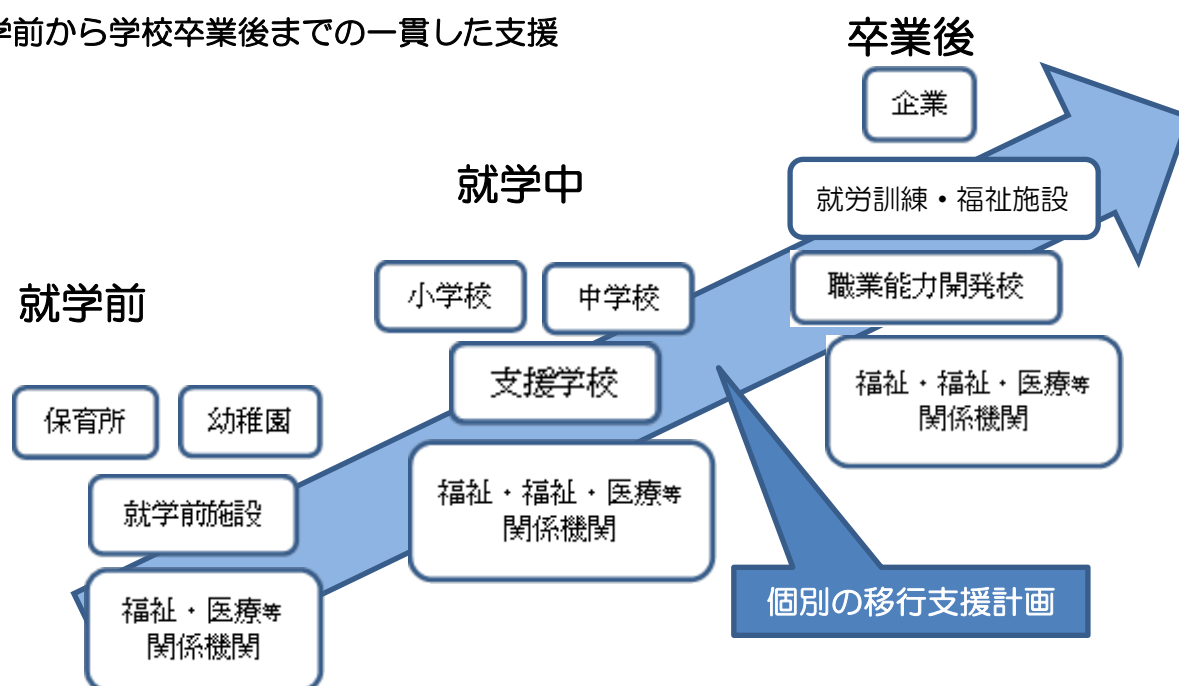


## 5 「個別の移行支援計画」について

「個別の教育支援計画」の一部に含まれ、学校から社会への移行期において円滑な支援を行うために作成される計画です。卒業後の将来の生活を見通して教育・医療・福祉・労働などの関係機関が連携して本人のニーズに応じた支援ができるように、高等部3年生の段階で作成されます。

「個別の移行支援計画」は在学中の実習の記録や、本人の希望や保護者の願いをもとに作成され、内容については本人・保護者の了承を得る必要があります。また進路先である福祉施設や企業等への引継ぎ資料として活用されます。進路先への円滑、かつ有効な引継ぎを行うため、課題・配慮事項及び支援内容を具体的に記入されます。

就学前から学校卒業後までの一貫した支援



- ◆1人ひとりのニーズの正確な把握
- ◆長期的な支援の目標と具体的な内容・方法
- ◆関係機関の連携による支援

### 個別の移行支援計画

記入日	令和 年 月 日	記入者	
-----	----------	-----	--

ふりがな				ふりがな			
生徒名	〇〇 〇〇			保護者名			
生年月日	平成 年 月 日生	性別		電話番号	自宅 携帯		
住所	〒						
主たる障がい	自閉症・知的障がい						
手帳について	療育手帳	無 ・ 有 ( A B1 B2 ) ( 年 月 交付)		精神保健福祉手帳	無 ・ 有 ( 級 ) ( 年 月 交付)		
	身障者手帳	無 ・ 有 ( 級 障がいの種類 ) ( 年 月 交付)					
身体面での配慮事項	発作の有無	てんかん発作あり。(最近は24年6月)					
	心臓疾患	なし					
	服薬の状況	デバケン(朝・夜服薬)					
	その他	特になし					
その他の配慮事項	大きな音が苦手なので、周囲がうるさいとイライラすることがある。その場合は静かな場所に移動すると落ち着く。						
卒業後の具体的支援							
出身校	大阪府立摂津支援学校		072-654-8911		卒業時担任 ○○○○ 進路部主事 ○○○○		
医療・保健	〇〇市立〇〇病院		000-000-0000 (△△先生)		定期通院(半年1回、てんかん薬の調整)		
	〇〇歯科		000-000-0000 (△△先生)		定期通院		
福祉	大阪府障がい者自立相談支援センター		000-000-0000 (△△さん)		療育手帳の判定		
	〇〇市役所障がい福祉課		000-000-0000		福祉サービスに関する相談窓口		
労働	ハローワーク〇〇		000-000-0000				
	〇〇障がい者就業・生活支援センター		000-000-0000		担当者		

## 個別の移行支援計画

記入日	令和 年 月 日	記入者	
-----	----------	-----	--

生徒名	〇〇 〇〇
3年時の進路希望	就労（軽作業系）または職業訓練、生活介護事業所

体験実習・職場実習の記録			
学年	実習先	期間	実習内容および評価
1	大阪府庁公館 スーパー せつつ屋	R2.10.9~10.12 R3.1.18~1.22	剪定作業、植栽作業。 バックヤード。商品の陳列等は丁寧に行えた。立ち 作業で疲れが見られた。長時間の作業に対応できる 体力づくりが必要。
2	バーガーショップ茨 木店 大阪梅田ホテル	R3.6.26~7.2 R4.2.24~2.28	バックヤード、清掃作業。声が小さかったが、その 都度指示すると改善がみられた。 ベッドメイキング、清掃作業。理解力は高い。わか らないことを質問することが課題。
3	関西システム  摂津興業	R4.7.14~7.25  R4.9.16~9.30	箱の組立て、封入作業。細かい作業が丁寧にできた。 挨拶、返事が苦手な様子であったが、その都度適切 な対応の仕方を示せば改善された。 容器の組立て、検品作業。挨拶、返事が良く、好印 象であった。作業全般についても問題はなかった。

進路先名称
株式会社 摂津興業、
卒業後の生活におけるニーズ（本人・保護者の希望等）
将来的には一人暮らしをしたいと考えているため、買い物、食事の準備、洗濯等家事全般ができるようになりたい。
その他（ケース会議・進路先への引き継ぎ等）
細かい作業が得意で、長時間集中して作業に取り組むことができるが、適度に休憩を取ることが苦手であるため疲労がたまりやすい。作業スケジュールに休憩時間が組み込まれていれば、自分で時間を意識して休憩を取ることができる。

## 卒業生の進路先一覧

【中学部】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援学校	支援学校	28	33	29
	高等支援学校	4	3	0
	共生推進教室	0	0	1
高等学校	全日制 普通科	0	0	1
	知的障がい生徒 自立支援コース	0	0	0
	全日制 エンパワーメント	0	0	0
	通信制	2	4	1
	定時制	0	0	0
高等専修学校		1	1(併願)	0
その他	在宅		1	0
合計人数		35	41	32

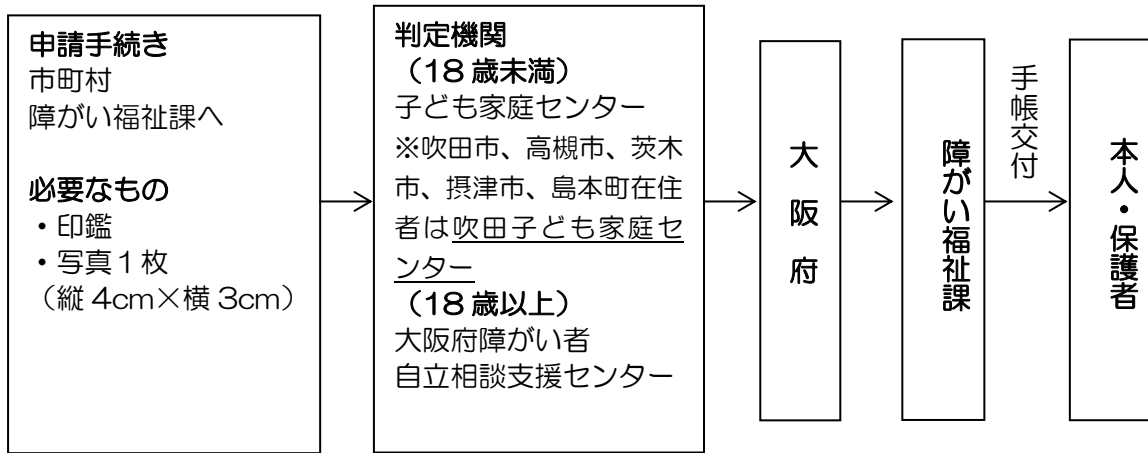
【高等部】

就労	スーパーマーケット	2	3	1
	コンビニエンスストア	0	0	0
	介護施設 介護補助	0	0	0
	工場内作業	1	1	0
	運輸会社仕分け等	1	1	1
	量販店 品出し	0	2	0
	清掃	0	0	2
	事務補助	2	0	2
	飲食店バックヤード	0	0	0
	計		6	7
職業能力開発校		2	1	0
福祉施設	生活介護	11	10	12
	就労継続支援A型	0	1	0
	就労継続支援B型	7	8	13
	自立訓練	3	5	3
	就労移行支援	0	0	1
計		23	25	29
進学		0	0	0
計		0	0	0
その他	入院治療・在宅等	1	5	1
計		1	5	1
合計人数		30	37	36

## 7 在学中および卒業後に利用できる制度など

### (1) 療育手帳の申請

障がいの程度に応じてA（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の区分があります。療育手帳を持っていると、その障がいの程度などに応じて、各種のサービスを利用できます。



### (2) 主なサービスの概要

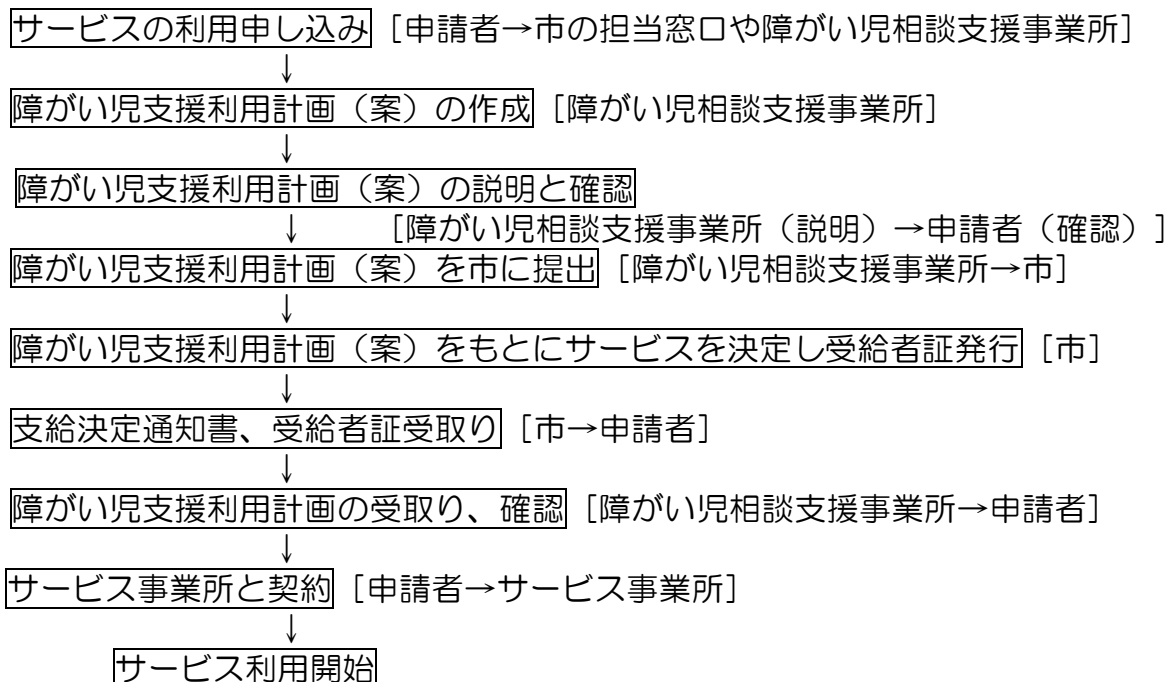
#### ① 障がい児相談支援について

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。障がい児相談支援事業所が「障がい児支援利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリングや相談対応等を行います。

※ 18歳、高等部卒業まで・・・障がい児支援

※ 18歳以後は、障がい者支援 となります。

～サービス利用申請の流れ～



※ 利用者本人や家族などが利用計画を作成する「セルフプラン」もあります。

※ 市によって異なりますので、詳細は各市窓口にお問い合わせください。

② 在学中に利用できるサービス

[「障害者総合支援法」のサービス] (身体障がい者等のサービス省く)

• 居宅介護 (ホームヘルプ)

入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護を行う。

• 行動援護

行動に著しい困難がある方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や、外出時における移動中の介護を行う。

• 短期入所 (ショートステイ)

介護する方の病気などによって、短期間の入所が必要な方に入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

[「児童福祉法」のサービス]

• 放課後等デイサービス

学校在学中の児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練等を継続的に行い、放課後等の居場所作りを行う。

③ 在学中、卒業後に利用できるサービス

[「障害者総合支援法」による地域生活支援事業]

• 日中一時支援事業

日中において介護する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい児者の日中における活動の場を確保し、障がい児者の家族の就労や介護の休息を目的としている。

• 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出のための支援を行う。

(3) 交通機関の割引 (手帳提示)

① 鉄道 (Osaka Metroについては③参照)

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
障がい者本人が単独で乗車する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者本人</li> <li>知的障がい者本人</li> </ul>	普通乗車券 (片道100kmを超える利用の場合のみ)	5割
介護者とともに乗車する場合 (介護者は1名まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1種身体障がい者及びその介護者</li> <li>第1種知的障がい者及びその介護者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通乗車券、回数乗車券</li> <li>急行券 (特別急行券、座席指定券は除きます)</li> <li>定期券 (本人が12歳未満の場合は、介護者のみ)</li> </ul>	5割
	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2種身体障がい者の介護者</li> <li>第2種知的障がい者の介護者</li> </ul> (障がい者本人が12歳未満の場合のみ)	定期券	5割 ※介護者のみ

第1種身体障がい者・第1種知的障がい者・その介護者を対象とした「特別割引用ICカード」が発行されています。詳細についてはサービスセンター (06-6258-3671) までお問い合わせください。

② バス（大阪シティバスについては③参照）

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
障がい者本人が単独で乗車する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者</li> <li>・知的障がい者</li> </ul>	普通乗車券、回数券（回数券の種類により割引のない場合があります。）	5割
		定期券	3割
介護者とともに乗車する場合（介護者は1名まで）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種身体障がい者及びその介護者</li> <li>・第1種知的障がい者及びその介護者</li> <li>・第2種身体障がい者の介護者</li> <li>・第2種知的障がい者の介護者</li> </ul>	普通乗車券、回数券（回数券の種類により割引のない場合があります。）	5割
		定期券	3割 ※介護者への割引は手帳に記載が必要と認める場合

※バス会社によって、精神障がい者も対象になるなど適用が異なる場合がありますので、各社にお問い合わせください。

③ Osaka Metro（旧大阪市営地下鉄）

「旅客運賃減額欄」の記載	割引の対象者	割引条件	割引率
第1種（大人・小児）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種身体障がい者及びその介護者</li> <li>・第1種知的障がい者及びその介護者</li> </ul>	身体障がい者・知的障がい者が介護人と同時に同区間の乗車券を購入し、乗車する場合に限る。	5割
第2種（小児のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2種身体障がい者及びその介護者</li> <li>・第2種知的障がい者及びその介護者</li> </ul>	身体障がい者・知的障がい者が介護人と同時に同区間の乗車券を購入し、乗車する場合に限る。	5割

④ 大阪シティバス（旧大阪市営バス）

「旅客運賃減額欄」の記載	割引の対象者	割引条件	割引
第1種（大人・小児）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種身体障がい者及びその介護者</li> <li>・第1種知的障がい者及びその介護者</li> </ul>	身体障がい者・知的障がい者が単独で乗車する場合、及び介護人と同時に同区間の乗車券を購入し、乗車する場合に割引	5割
第2種（大人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2種身体障がい者</li> <li>・第2種知的障がい者</li> </ul>	身体障がい者・知的障がい者の本人のみ割引	5割
第2種（小児）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2種身体障がい者及びその介護者</li> <li>・第2種知的障がい者及びその介護者</li> </ul>	身体障がい者・知的障がい者の方が単独で乗車する場合、及び介護人と同時に同区間を乗車する場合に割引	5割

定期券の取り扱い等、詳細につきましてはOsakaMetro（外部サイト）にご確認ください。  
詳細は OsakaMetro・シティバス案内コール（電話 06-6582-1400）へご確認ください。

⑤ タクシー・船舶

交通機関	割引の対象者	割引の内容
タクシー	身体障がい者、知的障がい者（精神障がい者）	乗車時に手帳を提示すれば、運賃が1割引となる。
船舶	身体障がい者、知的障がい者（精神障がい者）	船舶の旅客運賃についても、鉄道と同様の割引が適用される場合がありますので、各社にお問い合わせください。

⑥ 航空機

身体障がい割引	割引率等
・身体障がい者手帳、戦傷病者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているご本人と介護者1名	事業者によって、適用が異なりますので、詳細につきましては、各航空会社にご確認ください。 JAL 0120-747-707 ANA 0120-029-377

⑦ 有料道路

割引の対象者	割引の内容	割引率
身体障がい者 知的障がい者	身体障がい者本人が運転または第1種身体障がい者・第1種知的障がい者乗車し、その移動のために本人以外の者が自動車については有料道路の通行料金が割り引きとなる。	5割

(4) 手当・給付金等

- 障がい児福祉手当
- 特別児童扶養手当
- 障がい者扶養共済制度

(5) 税金・公共料金等の軽減・減免・割引等

- 自動車税・自動車取得税の減免
- 軽自動車税の減免
- 所得税・相続税・贈与税
- NHK放送受信料
- 携帯電話の割引

(6) 障がい基礎年金

20歳未満の初診日要件、保険料要件、障害状態要件を満たしている方が対象  
初診日・・・障がいの原因となった傷病について、初めて医師の診療を受けた日

年金額	1級	月額	85,000円	令和6年度
	2級	月額	68,000円	令和6年度

詳細や手続きについては在住の市役所に直接お問い合わせください。

摂津市 「保健福祉部 障害福祉課」

吹田市 「福祉保健部 障がい福祉室」

高槻市 「福祉保健部 障がい福祉課／子ども未来部子育て総合支援センター」



## 8 関係機関一覧

### (1) 地域のおもな相談・申請に関する機関

機関名	役割	連絡先
摂津市 保健福祉部 障害福祉課	療育手帳の申請、交付、施設入所、福祉制度、また日常で困っていることなど相談に応じます。	摂津市三島1-1-1 06-6383-1374
摂津市障害者総合相談 支援センター ウィング (基幹)	市区町村における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行います。	摂津市学園町2-9-28 072-665-7607
摂津市障害者総合支援 センター つくし園	児童発達支援や放課後等デイサービス等の通所支援サービスの利用申請についての相談に応じます。	摂津市鳥飼下2-1-4 072-654-9200
吹田市 福祉部 基幹相談支援センター 障がい福祉室	療育手帳の申請、交付、施設入所、福祉制度、また日常で困っていることなど相談に応じます。	吹田市泉町1-3-40 06-6384-1348
吹田市 児童部 子育て政策室	児童発達支援や放課後等デイサービス等の通所支援サービスの利用申請についての相談に応じます。	吹田市泉町1-3-40 06-6170-7224
高槻市 健康福祉部 障がい福祉課	療育手帳の申請、交付、施設入所、福祉制度、また日常で困っていることなど相談に応じます。	高槻市桃園町2-1 072-674-7164
高槻市 健康福祉部 基幹相談支援センター	市区町村における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う	
高槻市子ども未来部 子育て総合支援センター カンガルーの森	児童発達支援や放課後等デイサービス等の通所支援サービスの利用申請についての相談に応じます。	高槻市北園町6-30 児童発達支援事務所 072-686-3032
吹田子ども家庭センター	<u>18歳未満の知的障がいのある方を対象として</u> 、医師、心理判定員などが専門的な立場から判定、相談、指導を行います。	吹田市出口町19-3 06-6389-3526
大阪府障がい者 自立相談支援センター	<u>18歳以上の知的障がいのある方を対象として</u> 、医師、心理判定員などが専門的な立場から判定、相談、指導を行います。	大阪市住吉区大領3-2-36 06-6692-5263

大阪障がい者 職業センター	障がいのある方の就職や職場に定着するための相談、職業評価、職業準備支援、ジョブコーチによる支援等を行っています。	大阪府中央区久太郎町 2-4-11 クラボウアネックスビル4階 06-6261-7005
ハローワーク淀川 専門援助第1部門	障がい者の職業紹介、相談、就職の斡旋、能力開発校の紹介、申し込み窓口を行っています。	大阪府淀川区十三本町 3-4-11 06-6302-4771
ハローワーク茨木 専門援助部門	障がい者の職業紹介、相談、就職の斡旋、能力開発校の紹介、申し込み窓口を行っています。	茨木市東中条町1-12 072-623-2551

## (2) 相談支援事業所

### ① 相談支援事業(一般的な相談をしたい場合)

#### 委託相談支援事業所

#### 【摂津市】

摂津市障害者総合支援センター ウィング	566-0034 摂津市学園町2-9-28	072-665-7607
摂津障害者生活支援センター はぁねす	566-0034 摂津市香露園34-2	072-638-5151

#### 【吹田市】

亥の子谷 障がい者相談支援センター	565-0824 吹田市山田西1-26-20	06-6170-5136
千里ニュータウン 障がい者相談支援センター	565-0862 吹田市津雲台1-2-1	06-6873-8850

#### 【高槻市】

聖ヨハネ障がい者相談支援事業所	569-0075 高槻市城内町1-11	072-672-0267
地域生活支援センター らいと	569-1121 高槻市真上町2-3-23	072-686-5833
相談支援センター スキップ	569-0803 高槻市高槻町4-17	072-668-4620
生活支援センターあんだんて	569-1131 高槻市郡家本町5-2	072-681-4755
相談支援センターわかくさ	569-0834 高槻市大字唐崎1277	072-679-3043
高槻地域生活支援センター オアシス	569-0023 高槻市松川町25-5	072-662-8130

高槻西部地域活動支援センターステップ	569-0814 高槻市富田町5-17-5	072-694-9898
地域生活相談所ライラック (児童)	569-0822 高槻市津之江町2-24-12 2階	072-676-5513
こども相談支援センターwish	569-0071 高槻市城北町1-6-8 2階	072-605-1140
聖ヨハネ子どもセンター	569-1124 高槻市南芥川町4-26 2階	072-669-7416
相談支援チェリー・ハート	569-0823 高槻市芝生町1-23-1	072-679-1760

② 計画相談支援事業所(障がい福祉サービス等の利用計画の作成)

指定特定相談支援事業所、指定障がい児相談支援事業所

【摂津市】

摂津市障害者 総合相談支援センターウィング	566-0033 摂津市学園町2-9-28	072-665-7607
摂津障害者生活支援センター はあねす	566-0034 摂津市香露園34-2	072-638-5151
(児童)		
摂津市障害者総合支援センター つくし園	566-0071 摂津市鳥飼下2-1-4	072-654-9200

【吹田市】

シード	564-0041 吹田市泉町5-9-6	06-6190-6694
計画相談ねばーらんど	564-0032 吹田市内本町3-24-15-207	06-6317-2776
地域生活支援センターめい	565-0842 吹田市千里山東2-20-4	06-6170-1783
生活支援センターあおぞら	565-0824 吹田市山田西3-80-3 201号	06-6170-4103
いつき相談支援センター	565-0832 吹田市五月が丘南30-10 104号	06-6155-7552
障がい者相談支援センター すてっぷ吹田	564-0073 吹田市山手町1-7-6 112号	06-6155-7189
ケアステーションありす	565-0824 吹田市山田西3-21-14	06-6816-8113
コミキャンサポートセンター	564-0036 吹田市寿町1-6-10	06-6318-6857
ソシエ	564-0082 吹田市片山町1-20-13 2F	06-6339-3350

コスモス吹田	564-0027 吹田市朝日町3-305	06-4860-7910
千里みおつくしの杜 相談支援センター	565-0874 吹田市古江台6-2-6	06-6871-2113
がじゅまる相談支援	564-0028 吹田市昭和町35-22	06-4860-2800
サポ・いちえ	564-0028 吹田市昭和町6-6坂田ハイツ 1B	06-6318-7607
あんだんて	565-0823 吹田市山田南30-38-202	06-6877-5006
相談支援センターコスモス	564-0001 吹田市岸部北5-10-2	06-6386-0012
くらしの支援センター みんなのき	564-0036 吹田市寿町2-18-3	06-6319-8965
相談支援センターにじいろ	564-0003 吹田市天道町20-3東原ビル202	06-6310-7772
相談支援センターこはく	564-0042 吹田市穂波町25-11-202	06-7164-9642
あまいろ	564-0032 吹田市内本町2-6-20	06-7709-5503
ケアプランセンタートキ	564-0051 吹田市豊津町39-10 メゾン豊津 I 103	06-6385-2220
相談支援事業所あゆみ	565-0841 吹田市上山手町56-25-101	06-7163-0126
はびるす	564-0011 吹田市岸部南1-24-1 101号	06-7162-1220
相談支援センターぼっぼ	565-0824 吹田市山田西1-32-12	06-4864-2266
寿楽荘ヘルパーステーション	564-0001 吹田市岸部北4-9-3	06-6337-8400
相談支援事業所あて	564-0082 吹田市片山町4-16-11 作和ビル1階	06-6369-7061
メルシー吹田	564-0044 吹田市南金田2-12-1	06-6190-8377
あーす	564-0063 吹田市江坂町1-6-8 三功ビル100	06-6386-9108

#### 【高槻市】

聖ヨハネ障がい者相談支援事業所	569-0075 高槻市城内町1-11	072-672-0267
地域生活支援センター らいと	569-1121 高槻市真上町2-3-23	072-686-5833
相談支援センター スキップ	569-0803 高槻市高槻町4-17	072-668-4620
生活支援センターあんだんて	569-1131 高槻市郡家本町5-2	072-681-4755

相談支援センターわかぐさ	569-0834 高槻市大字唐崎1277	072-679-3043
高槻地域生活支援センター オアシス	569-0023 高槻市松川町25-5	072-662-8130
高槻西部地域活動支援センター ステップ	569-0814 高槻市富田町5-17-5	072-694-9898
地域生活相談所ライラック	569-0822 高槻市津之江町2-24-12 2階	072-676-5513
自立センター前穂	569-1022 高槻市日吉台1番町21-18	072-689-8600
ナースキャップすずらん	569-0824 高槻市川添2-19-2	072-668-2071
相談支援センターこのわ	569-1123 高槻市芥川町1-15-23 411.412	072-685-7013
GIFT-WEST	569-0062 高槻市下田部町1-13-3	072-668-1066
HUG-ME	569-0056 高槻市城南町3-5-25 1階	06-7777-4100
相談支援室 おひさま+	569-0097 高槻市高垣町50-24	072-658-9013
相談支援センターつきの木	569-0824 高槻市川添2-16-12	072-695-1040
(児童)		
聖ヨハネ子どもセンター	569-1124 高槻市南芥川町4-26 2階	072-669-7416
こども相談支援センターwish	569-0071 高槻市城北町1-6-8 2階	072-605-1140
相談支援チェリー・ハート	569-0823 高槻市芝生町1-23-1	072-679-1760
こども相談事業らくがき	569-1131 高槻市郡家本町14-5	072-686-1133
相談支援センターわかぐさ	569-0834 高槻市大字唐崎1277	072-679-3043
高槻市立療育園	569-1131 高槻市郡家本町5-3	072-681-6420
高槻市立うの花療育園	569-1131 高槻市郡家本町5-5	072-685-3875
ナースキャップすずらん	569-0824 高槻市川添2-19-2	072-668-2071
相談支援センタースキップ	569-0803 高槻市高槻町4-17	072-668-4620
相談支援センターおれんじ	569-1144 高槻市大畑町5番4号 103号	072-655-5878
地域生活相談所ライラック	569-0822 高槻市津之江町2-24-12 2階	072-676-5513